

2008年4月11日

国土交通大臣 冬柴 鐵三 様

(写) 国土交通省海事局総務課 課長補佐 植木 孝様

津幡町・市民グループ「風」

要 望 書

石川県河北郡津幡町舟橋地区の場外舟券売り場（(仮称) ボートピア津幡）設置を認めないよう要望します。

「地元同意」は無効である

①2005年5月21日の第二回舟橋地区説明会（第一回の説明会は出席が少なく流会）で、舟橋区によると全世帯数125のうち、参加41（賛成36、反対5）、不参加19、委任状65で決められたことです。その後の調査で、舟橋区の見解にあるように総会ではなく地元説明会で、しかも業者（株）グットワン、WF企画）、推進議員（山崎太市議員）の同席の中で挙手による賛否をとったことがわかりました。又、過半数以上の委任状のとり方についても疑問をもっています。詳しい説明がなく、ボートピアが何かよく分からないまま委任状を書いた人が多く、中には反対でも名前を書いてと言われ、書いた人も複数います。

先日の調査依頼に対して、ボートピア推進本部からの報告をもとに現地調査をしましたが第2回ボートピア説明会召集通知書と委任状は記憶がない、違うのではないかとのことです。舟橋区長に委任状の開示を求めましたが、強固に拒否されました。何に対する委任状かも明確ではなく、その後説明会すら開かれません。2005年4月24日の役員班長会の資料も地元住民からあらたに提供され、業者WF企画の行き過ぎた資料も添付いたします。

②2007年3月に開かれた国土交通委員会議録第7号の議事録には、穀田議員の質問に対して、冬柴国土大臣、富士原政府参考人は「ボートピア設置に係わる手続きと住民同意について」において、実質的な同意を得るためには、当然、大切な情報が広く住民の方々に周知されていないといけないうけでございますし、また、その地元住民の同意というのが、多くの方々の意向を反映していると言えるようなものでなければならないと思います。「地元の民意を反映するという意味で、どういうプロセスでその合意がなされたのかということとは非常に大事な点」と答弁され、確認されています。舟橋地区の「地元からの請願」は正常な手続きによる「住民の賛意」を反映していないのは明らかです。

②自治体が責任をもって実施してない（仮称）ボートピア津幡は無効である。

競艇やボートピアの舟券は刑法第187条で禁止されている富くじであり、賭博行為にあたります。それをモーターボート競走法の中で施行者である地方公共団体が発売し、公営ギャンブルという位置づけで許可されています。ところが、業者は経営合理化をはかり競艇存続のために、施行者は自主財源確保の名目のもとに、2007年3月のモーターボート競争法改正で委託可能にはなりましたが責任までも委託しています。（仮称）ボートピア津幡の施行自治体みどり市と津幡町は責任までも全て業者（株）グットワンに委託しています。同上の国土交通委員会議録第7号の議事録には、穀田議員の質問に対して冬柴国土大臣、富士原政府参考人は、自治体の責任、公正さの保障について明確に答弁されています。業者まかせの（仮称）ボートピア津幡は公営ギャンブルとは言えません。

同封資料

- No. 1 (仮称) ボートピア津幡の経緯
- No. 2 ボートピア推進本部の地元同意の調査資料
- No. 3 ボートピア推進本部の地元同意の調査資料への回答
- No. 4 舟橋の皆様へ (市民グループ「風」からの手紙)
- No. 5 舟橋のみなさまへ (舟橋住民 井上研一、俊子さんからの手紙)
- No. 6 **2005,4,24** 舟橋役員班長会案内と **WF** 企画の誘致に関する資料
- No. 7 桐生タイムス記事
- No. 8 みどり市議会あての関東開発株の桐生競艇活性化に向けて
- No. 9 みどり市競艇事業局資料
- No. 1 0 風 つうしんNo. 5
- No. 1 1 風 つうしん号外
- No. 1 4 週刊金曜日 (2008,3,28No. 6 9 6)

年	舟橋区・業者	町長・議会	「風」・その他
2001年頃		矢田町長の反対で撤退！	
2002年		4月 村町長初当選	富田地区でボートピア浮上 9月 湯端地区でボートピア
2004年		地区住民の反対で撤退(総会の出席者249名中、反対219名)	
		3月 議員10名(鈴木、谷口、高森、山崎、洲崎、長谷川、河上、徳田、桜川、中田議員)が、ボートピアなんぶを政務調査費で視察 3月定例会 中田議員がボートピア誘致を一般質問で提言	6月 かほく市議会にて、油野市長がボートピア誘致反対表明し、撤退。
2005年	4月 役員班長会に、山崎議員、WF企画(富来町)の寺岡、萬上氏が出席 5月14日 第1回説明会(流会) 5月21日 第2回説明会にて、ボートピア誘致を決定。(総会ではなく、山崎議員、WF企画同席の中、挙手により決定。全世帯125。出席41世帯中の賛成36、反対5、委任状65、欠席19であった。) 5月28日 ボートピア建設予定地を視察。(橋本区長、中田議員、グッドワン3名、WF企画2名などで)	この間に、委任状が、ボートピアの説明もないまま、集められた。 町長答弁「町に対しての協議等は一切ありませんので、このことにつきましては答弁は控えさせていただきます。」	
2006年		12月定例会 宮本議員がボートピアについて一般質問 3月定例会 納口議員が一般質問 4月 村町長再選される 6月定例会 舟橋区と業者からのボートピア誘致請願を採択(紹介議員は中田議員) 7月 ミニボートピア滝野(兵庫県)を視察(教育長、総務部長、教育部長、生涯教育課長、学校教育課長) 7月 ボートピア勝山(福岡県)を総務常任委員会が視察(鈴木、道下、山崎、中田、納口議員、総務部長) 7月 ボートピア玉川(福島県)を産業建設常任委員会が視察(宮本、古坂、多賀、谷口、高森、洲崎議員、産業建設部長、上下水道部長、産業経済課長) 8月 ボートピアなんぶ(青森県)、ボートピア川崎(宮城県)を視察(総務部長、町民福祉課長、産業建設部長、上下水道部長、教育部長、企画財政課長補佐)	町長答弁「町への説明、相談、協議などはありません。地元でも現時点で特別な動きはない状況のようでありま 9月 町民有志でボートピアの勉強会を始める

一年間ナゾの沈黙

年	舟橋区・業者	町長・議会	「風」・その他
2006年	<p>町長「反対の意見があることを、初めて知りました。総合的に判断します。」</p>	<p>10月23日 町長が全員協議会でポートピア容認を表明</p> <p>12月定例会に、「ポートピア中止を求める請願」などを8件提出。すべて不採択。</p>	<p>10月23日 「津幡町の子どもたちの育つ環境を考える700人委員会」が、町長に要望書を提出</p> <p>700人委員会が、ポートピア反対署名を集めはじめる</p>
2007年	<p>橋本区長が拒否したため、明らかにならず。</p>	<p>1月9日 町はグッドワンと、場外発売場の設置に関する同意書を交わす</p> <p>3月定例会 ポートピア白紙撤回など23件の請願を提出。すべて不採択。</p>	<p>3月 議長に、ポートピア建設中止を求める署名(町内有権者の過半数14,561筆、町外5,884筆)を提出。</p> <p>3月 市民グループ「風」を立ち上げる。</p> <p>3月 舟橋地区のポートピア同意について、説明会のあり方に疑義があり、金沢地方裁判所から証拠保全申し立て事件として開示請求を行った。</p> <p>4月 町議選に前田幸子、中村一子を擁立、当選。</p> <p>6月定例会 請願5件提出。すべて不採択。</p> <p>9月定例会 請願9件提出。すべて不採択。</p> <p>12月定例会 請願5件提出。3件は不採択、2件は継続審査。</p>
2008年	<p>1月31日 桐生競艇の施行自治体であるみどり市の市長一行が、町幹部、中田、山崎、洲崎、谷口、南田議員、舟橋区長と会談し、ポートピア津幡の建設予定地を視察。</p>	<p>2月4日 みどり市が、津幡町に進出を表明</p> <p>町長「みどり市が責任を負わなかったら、協定のハンコは押さない。」</p> <p>2月21日 村町長、総務部長、賛成派議員(中田、山崎、長谷川、河上、洲崎、谷口、南田、鈴木、多賀、向、酒井、角井、森山議員)が、みどり市へ。早期設置等を要望。</p> <p>3月定例会 請願12件提出。すべて不採択。</p>	<p>2月8日 前田、中村、塩谷議員がみどり市へ。市長に実情を訴え、要望書を提出。</p> <p>2月12日 「風」15人がみどり市へ。市と市議会へ反対を訴え、要望書を提出。</p> <p>2月19日 村町長、町幹部と面談し、公開質問をした。</p> <p>2月25日 みどり市議会に設置計画断念の2件の請願。</p> <p>3月11日 みどり市議会経済建設常任委員会傍聴(請願審議)</p> <p>3月18日 みどり市議会傍聴前田、中村、塩谷議員</p>